

第113回中央栗市議会定例会 上程議案等一覧（追加）

議案番号	件 名	備 考
報告第14号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	9月29日提出

報告第14号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月29日提出

宍粟市長 福元晶三

記

1. 令和5年8月6日公用車が起因となる物損事故

相手方

過失割合 市100%

損害賠償額 99,000円

専決年月日 令和5年9月14日

2. 令和5年9月1日エーガイヤちくさ来庁者用駐車場で発生した物損事故

相手方

過失割合 市100%

損害賠償額 61,930円

専決年月日 令和5年9月20日



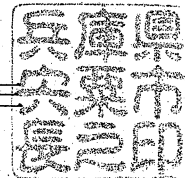
専決第5号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年9月14日

宍粟市長 福元 晶



物損事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和5年8月6日午前10時30分頃、宍粟市山崎町五十波9番地1で発生した市公用車が自治会所有の車庫に接触した事故における損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を100%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として、99,000円を支払うものとする。



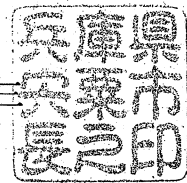
専決第6号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年9月20日

宍粟市長 福元 晶



物損事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和5年9月1日午前11時頃、エーガイヤちくさ来庁者用駐車場において実施していた草刈り作業中に飛散させた石が、同所に駐車していた本件相手方車両の助手席側サイドガラスに接触し、及び損傷させた事故に係る損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住 所

氏 名

2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を100%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として、61,930円を支払うものとする。